平成２６年（フ）第７４号
新潟県三条市東大崎２丁目２番20―３号土田荘10号室
債務者　小林　雅人
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第８３号
三重県松阪市殿町1252番地　南風荘206
債務者　谷口志緒理
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第９７１号
大阪府松原市高見の里４丁目１番24―505号
債務者　芳賀シゲ子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６号
島根県浜田市日脚町750番地２　101
債務者　正瀬　有加
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第６号
山口県山陽小野田市中央４丁目２番23号　アンソレイユ・ロジュマン102号
債務者　安藤志津子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３１２号
岩手県北上市大堤西２丁目９番９号　阿部住宅２号、申立時の住所岩手県北上市北鬼柳15地割40番地２　メゾン・エスポワールＢ―101号、前々住所岩手県北上市上江釣子19地割５番地１　フィレンツェⅡ―102号
債務者　田中　新一
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１９号
盛岡市月が丘１丁目27番16号
債務者　伊勢　　拓
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２２号
岩手県八幡平市大更第25地割121番地２
債務者　小野寺真奈美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地727
債務者　櫻川真奈美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７１号
愛知県稲沢市西島新町160番地　市営住宅西島団地（１）25―908
債務者　木崎つる代
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３２８号
愛知県一宮市花池３丁目27番14号
債務者　岩田　公宏
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１７号
岡山県津山市横山373番地４　フラワーコーポ305
債務者　井汲　美可
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２７号
徳島県美馬市穴吹町口山字初草175番地20
債務者　佐古　一博
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２６７号
長崎県長崎市立岩町３番７号　ハイツ小野201、旧住所長崎県長崎市出島町13番８―1303号
債務者　田崎　千秋
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県指宿市湯の浜１丁目９番８号
債務者　清水　裕貴
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第５３００号
大阪市西区九条南４丁目16番11号　ハイツ鍛治503
債務者　能見　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５６号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―608号
債務者　鮫島　彦士
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５７号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―608号
債務者　鮫島　　希（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部